■知的財産ドラマ　～社長、はじめての特許～　指導手引

１．特許について

一般的に「特許」と言われているものは、正式には「特許権」といいます。

「特許権」は発明を保護する権利で、特許権をとると発明したものを独占的に作ったり、売ったりすることができます。特許権をとるとお金持ちになるイメージがありますが、特許権をとったからといってお金が貰えるわけではないことに注意してください。

２．特許権をとる手続について

特許権をとるためには、特許出願という手続きをする必要があります。

特許出願とは、所定の書類を特許庁に提出する手続です。

特許出願をした後、審査を受けてＯＫとなれば特許権をとることができます。

特許出願から特許権発生までの流れは、

①特許出願⇒②審査請求⇒③審査⇒④特許権発生

となります。

①特許出願では、発明の内容を記載した書面など所定の様式に沿った書面を特許庁に提出します。また、特許出願されたものは、全て審査されるわけではなく、②審査請求という手続をされた特許出願のみが審査される点に注意が必要です。③審査では、特許庁の審査官が発明の内容について特許権を認めてもよいか審査します。審査では、発明が特許権をとるための条件を満たしているかどうかが審査されます。さらに、特許庁での審査で特許しても良いと認められれば、登録料を支払うことで④特許権が発生して特許権をとることができます。

３．特許をとるための主な条件について

特許をとるための主な条件は、

①発明が、特許法上の発明に当てはまること
②発明が、新しいこと
③発明が、世の中にある技術から容易に思いつくものでないこと
④自分より前に同じ発明が特許出願されていないこと

です。

①特許法上の発明とは、「自然法則を利用した技術的思想の創作のうち高度のもの」と定義されています。

特許権をとれる発明であるためには、自然法則を使ったものであって、誰がやっても同じ結果が得られる反復可能性のあるアイデアである必要があります。

②発明が新しいとは、特許出願の時に発明が世の中で知られていないことです。

発明が新しいと言えるためには、発明した内容を秘密にしておかなければいけません。特許出願より前に発明品を売ったり、誰かに発明の内容を話したりすると、発明が新しくなくなってしまうので、注意が必要です。

③発明が世の中にある技術から容易に思いつくものでないことについては、例え②発明が新しいものであっても、ちょっと工夫すれば完成してしまったような簡単なアイデアは特許権をとることはできないという趣旨です。

④自分より前に同じ発明が特許出願されていないことについては、同じ発明を同時にした場合、先に特許出願をした方が特許をとることができるものです。同じ発明に二つの特許権を与えることはできないので、先に特許出願をした方に特許権が認められます。このとき、先に発明を完成させた場合でも、特許出願が遅れると、後に発明を完成した方が特許権をとることができる場合もあることに注意が必要です。

４．特許出願する際に提出が必要な文書

明細書、特許請求の範囲、図面、及び要約書を提出する必要があります。公開特許公報として公開された特許出願の明細書、特許請求の範囲、図面、及び要約書を最終頁に示しています。

明細書とは、発明を説明したものです。

特許請求の範囲とは、特許権の保護を求める範囲を文章で記載したものです。

なお、図面については必須ではなく必要に応じて提出すればよいこととなっています。

５．特許権が侵害された場合に取り得る方策

特許権者は、例えば、以下のような方策をとることができます。

（1）特許権を侵害する者に対して、侵害する行為を止めさせることを求める。

（2）特許権を侵害する者に対して、侵害に関する製品を廃棄させることを求める。

（3）特許権を侵害する者に対して、特許権者が受けた損害の賠償を求める。

（4）特許発明に関する製品を製造・販売等することを望む者との間でライセンス契約を結び、ライセンス料を得る。

６．動画中のクイズについての補足Ｑ＆Ａ

Ｑ：正解である（ｃ）の選択肢以外の選択肢で上げられたものは特許出願をする際に全く役にたたないのでしょうか[8:45]。

Ａ：上記のような必要な書面を作成する上で、（ａ）製品の現物、（ｂ）製品の写真、（ｄ）製品の製造に用いられた設計図、も役に立つものとなり得ます。弁理士に特許出願の相談をする際は、これらを準備した上で相談されることをお奨めします。

Ｑ：特許権を取得するための条件として、（ａ）世の中に知られていないこととありますが、世の中とは自分以外の全ての人を指すのでしょうか[10:00]。

Ａ：守秘義務を有している他人であれば、その人に発明の内容を知られていても、そのことを理由に特許権を取得できないことにはなりません。守秘義務は契約等により発生します。また、動画中でも取り上げられていますが、弁理士も守秘義務を有するため、弁理士に発明の内容を知られても、そのことを理由に特許権を取得できないことにはなりません。

　なお、世の中には、日本以外の外国も含まれるため、外国で既に販売等された製品に用いられるアイデアに関しても特許権を取得することができないこととなります。

Ｑ：特許権を取得したいと考えていますが、発明の内容をＳＮＳに既に投稿してしまいました。この場合、もう特許権を取得することはできないのでしょうか[10:00]。

Ａ：原則としては、難しいかもしれません。しかし、新規性喪失の例外の適用を受けることで、特許権を取得できる可能性はあります。新規性喪失の例外とは、発明が世の中に知られてしまった場合であっても、一定の条件を満たすことにより、その発明が世の中に知られたこととして取り扱われなくなることをいいます。条件の一つとして、発明の内容が世の中に知られてから６ヶ月以内に特許出願をすることが挙げられます。

Ｑ：出願書類を特許庁に提出し、（ｂ）審査をお願いすれば特許になることもあるとのことですが、審査のお願いとはどのように行えばよいのでしょうか[15:45]。

Ａ：特許庁に対して出願審査請求書を提出することで、特許庁の審査官に審査をしてもらえます。なお、出願審査請求書を提出すればすぐに審査が開始されて審査結果が出されるわけではなく、通常、提出後１年ほどで審査結果が出されます。早期に審査結果が欲しい場合は、出願審査請求書を提出する際に早期審査の申請を行うことで、通常、出願審査請求書の提出から３ヶ月ほどで審査結果が出されることとなります（参考：特許庁ＨＰhttps://www.jpo.go.jp/torikumi/t_torikumi/souki/v3souki.htm）。

以上

(19)日本国特許庁(JP)　(12)公開特許公報(A)　(11)特許出願公開番号

(43)公開日

(51)Int.Cl.	F I		テーマコード（参考）
A01K 91/06 (2006.01)	A01K 91/06	C	2B307

審査請求 有　請求項の数 4　OL　（全 6 頁）

(21)出願番号
(22)出願日

(71)出願人

(74)代理人

(72)発明者

Fターム(参考) 2B307 GA13

(54)【発明の名称】釣具

要約書

(57)【要約】
【課題】釣果を向上することのできる釣具を提供する。
【解決手段】鮎の友釣り用仕掛け１は、サカサ針２と、互いに異なる延在方向を有する複数の釣針２１ａ～２１ｄを含む釣針部３と、サカサ針２に対して釣針部３が回転可能となるように、サカサ針２と釣針部３とを接続する接続具４とを備えている。接続具４はヨリ戻しであることが好ましい。釣針部３は複数の釣針２１ａ～２１ｄの各々を接続具４に接続するためのハリス２３をさらに含んでいることが好ましい。
【選択図】図１

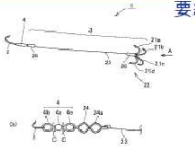

特許請求の範囲

【特許請求の範囲】
【請求項１】
サカサ針と、
互いに異なる延在方向を有する複数の釣針を含む釣針部と、
前記サカサ針に対して前記釣針部が回転可能となるように、前記サカサ針と前記釣針部とを接続する接続具とを備える、釣具。
【請求項２】
前記接続具はヨリ戻しである、請求項１に記載の釣具。
【請求項３】
前記釣針部は前記複数の釣針の各々を前記接続具に接続するためのハリスをさらに含む、請求項１または２に記載の釣具。
【請求項４】
前記複数の釣針はイカリ針である、請求項１～３のいずれかに記載の釣具。

明細書

【発明の詳細な説明】
【技術分野】
【０００１】
本発明は、釣具に関し、より特定的には、鮎の友釣り用仕掛けとして用いられる釣具に関する。
【背景技術】
【０００２】
鮎は日本近海の河川に固有の魚であり、昔から多くの人に親しまれている。日本では、鮎を捕獲するために古くからさまざまな漁法が用いられてきた。これらの鮎漁法の一つに友釣りがある。友釣りとは、仕掛けを取り付けた鮎（オトリ鮎）を準備し、このオトリ鮎を野鮎の縄張り内に侵入させ、オトリ鮎を攻撃してきた野鮎を仕掛けの釣針で引っ掛ける漁法である。
【０００３】
たとえば特開２００９－５６０５号公報（特許文献１）は、従来の鮎の友釣り用仕掛けを開示している。特許文献１における仕掛けは、釣り糸と、鼻環と、サカサ針と、イカリ状の釣針とを有している。鼻環およびサカサ針は釣り糸に取り付けられており、イカリ状の釣針はハリス止めによって釣り糸の端部に固定されている。イカリ状の釣針は、釣り糸の端部に接続されたハリスと、ハリスの端部にイカリ状に固定された複数の釣針（イカリ針）とを含んでいる。イカリ針における釣針の各々は、ハリスの延在方向を軸としてこの軸から離れる方向へ延在している。この仕掛けを使用して友釣りをする際には、鼻環をオトリ鮎の鼻孔へ差し入れ、サカサ針をオトリ鮎の尻ビレ付近に刺し入れる。
【特許文献１】特開２００９－５６０５号公報
【発明の開示】
【発明が解決しようとする課題】
【０００４】
しかしながら、従来の鮎の友釣り用仕掛けには、釣果が上がらないという問題があった。この問題は、鮎の友釣り用仕掛けに限られるものではなく、サカサ針と複数の釣針とを備える釣具全般における問題であった。
【０００５】
したがって、本発明の目的は、釣果を向上することのできる釣具を提供することである。
【課題を解決するための手段】
【０００６】
本発明の釣具は、サカサ針と、互いに異なる延在方向を有する複数の釣針を含む釣針部と、サカサ針に対して釣針部が回転可能となるように、サカサ針と釣針部とを接続する接続具とを備えている。
【０００７】

本願発明者は、従来の釣具において釣果が上がらない原因が以下の理由によるものであることを見出した。従来の釣具においては、サカサ針が取り付けられた釣り糸に対して、イカリ針が固定されていた。このため、サカサ針に対してイカリ針が相対的に回転する際には釣糸が捩れる必要があり、サカサ針に対してイカリ針が相対的に回転し難かった。このため、イカリ針の特定の釣針のみが常に川底側を向いた状態となり、川底に当たることによって摩耗していた。通常、川底側を向いた釣針に魚は引っ掛かるので、川底側の釣針の摩耗によって魚が引っ掛かり難くなり、釣果が低下していた。
【０００８】
本発明によれば、接続具によって釣針部がサカサ針に対して回転可能とされるので、特定の釣針のみが常に川底側または海底側を向くことが抑制され、釣針の摩耗が抑制される。その結果、釣針に魚が引っ掛かり易くなり、釣果を向上することができる。
【０００９】
本発明の釣具において好ましくは、接続具はヨリ戻しである。これにより、簡易な構成により釣針部をサカサ針に対して回転可能とすることができる。
【００１０】
本発明の釣具において好ましくは、釣針部は複数の釣針の各々を接続具に接続するためのハリスをさらに含んでいる。これにより、釣針と接続具との距離をハリスの長さによって調節することができる。
【００１１】
本発明の釣具において好ましくは、複数の釣針はイカリ針である。これにより、イカリ針を構成する複数の釣針のうち特定の釣針のみの摩耗を抑制することができる。
【発明の効果】
【００１２】
本発明の釣具によれば、釣果を向上することができる。
【図面の簡単な説明】
【００１３】
【図１】（ａ）本発明の一実施の形態における鮎の友釣り用仕掛けの構成を模式的に示す斜視図である。（ｂ）（ａ）における回転具付近の拡大図である。
【図２】ハリスが捩れ無く直線状となるようにハリスに張力を加えた場合における、図１（ａ）中矢印Ａで示す方向から見た場合のサカサ針の延在方向と、複数の釣針の各々の延在方向とを示す図である。
【図３】図２の状態から釣針部が回転した場合における、図１（ａ）中矢印Ａで示す方向から見た場合のサカサ針の延在方向と、複数の釣針の各々の延在方向とを示す図である。
【図４】本発明の一実施の形態における鮎の友釣り用仕掛けの使用方法を模式的に説明するための図である。
【図５】本発明の一実施の形態における鮎の友釣り用仕掛けの他の構成を模式的に示す正面図である。
【発明を実施するための最良の形態】
【００１４】
以下、本発明の一実施の形態について、図面に基づいて説明する。
【００１５】
図１（ａ）は、本発明の一実施の形態における鮎の友釣り用仕掛けの構成を模式的に示す斜視図である。図１（ａ）を参照して、本実施の形態における釣具は、鮎の友釣り用仕掛け１であって、サカサ針２と、釣針部３と、接続具４とを備えている。サカサ針２は図１中左側に配置されており、釣針部３は図１中右側に配置されている。接続具４は、サカサ針２と釣針部３との間に配置されている。
【００１６】
サカサ針２は、接続具４の図１中左端部に固定されており、その先端が釣針部３側（図１中右側）を向いている。
【００１７】

釣針部３は、イカリ針２２と、ハリス２３と、ハリス止め２４とを含んでいる。イカリ針２２はハリス２３の図１中右端部に固定されており、ハリス２３の図１中左端部はハリス止め２４によって接続具４の図１中右端部に固定されている。イカリ針２２は、軸部２６と、複数の釣針２１ａ～２１ｄとを有している。複数の釣針２１ａ～２１ｄの各々は、軸部２６に固定されている。複数の釣針２１ａ～２１ｄの各々は、軸部２６から離れる方向に延在しており、その先端はサカサ針２側（図１中左側）を向いている。ハリス２３は複数の釣針２１ａ～２１ｄの各々を接続具４に接続している。

【００１８】

接続具４は、サカサ針２に対して釣針部３が回転可能となるように、サカサ針２と釣針部３とを接続している。図１（ｂ）は図１（ａ）における回転具付近の拡大図である。図１（ｂ）を参照して、回転具４は、たとえばヨリ戻しよりなっており、本体部４ａと、本体部４ａの図中左側に設けられた第１環状部４ｂと、本体部４ａの図中右側に設けられた第２環状部４ｃとを含んでいる。第１環状部４ｂおよび第２環状部４ｃの各々は、矢印Ｃで示すように本体部４ａに対して相対的に回転可能となるように、本体部４ａと接続されている。第１環状部４ｂにはサカサ針２が固定されており、第２環状部４ｃにはハリス止め２４が固定されている。さらに、ハリス止め２４の環状部２４ａにはハリス２３が結び付けられている。サカサ針２と第１環状部４ｂとの固定、およびハリス止め２４と第２環状部４ｃとの固定には、たとえばはんだ付け、接着剤、または糸などが用いられる。なお、本発明の接続具としては、ヨリ戻し以外のものが用いられてもよい。

【００１９】

図２は、ハリスが捩れ無く直線状となるようにハリスに張力を加えた場合における、図１（ａ）中矢印Ａで示す方向から見た場合のサカサ針の延在方向と、複数の釣針の各々の延在方向とを示す図である。図２において、軸Ｂは接続具４、ハリス止め２４、およびハリス２３で構成される軸を示している。図１および図２を参照して、サカサ針２は矢印Ｃ２（図１および図２中上方向）で示す延在方向を有している。釣針２１ａは図２中左上方向である矢印Ｃ２１ａで示す延在方向を有しており、釣針２１ｂは図２中右上方向である矢印Ｃ２１ｂで示す延在方向を有している。釣針２１ｃは図２中左下方向である矢印Ｃ２１ｃで示す延在方向を有しており、釣針２１ｄは図２中右下方向である矢印Ｃ２１ｄで示す延在方向を有している。矢印Ｃ２１ａ～Ｃ２１ｄの各々は、矢印Ｃ２１ａ～Ｃ２１ｄの各々で構成される、軸Ｂを中心とする中心角がほぼ等しくなるように、軸Ｂから離れる方向を向いている。

【００２０】

図３は、図２の状態から釣針部が回転した場合における、図１（ａ）中矢印Ａで示す方向から見た場合のサカサ針の延在方向と、複数の釣針の各々の延在方向とを示す図である。図１および図３を参照して、釣針部３が軸Ｂを中心として１８０度回転した場合には、釣針２１ａの延在方向である矢印Ｃ２１ａは図３中右下方向に変化し、釣針２１ｂの延在方向である矢印Ｃ２１ｂは図３中左下方向に変化する。釣針２１ｃの延在方向である矢印Ｃ２１ｃは図３中右上方向に変化し、釣針２１ｄの延在方向である矢印Ｃ２１ｄは図３中左上方向に変化する。

【００２１】

続いて、本実施の形態における鮎の友釣り用仕掛けの使用方法について、図４を用いて説明する。

【００２２】

図４を参照して、本実施の形態における仕掛け１と、鼻環３２とを、釣竿から延在する釣糸３３に結び付ける。次に、オトリ鮎３１の鼻孔に鼻環３２を差し入れ、オトリ鮎３１の尻ヒレ付近にサカサ針２を刺し入れる。これにより、仕掛け１にオトリ鮎がセットされる。次に、オトリ鮎３１を川に放つ。オトリ鮎３１を川に放つと、オトリ鮎３１が自分の縄張りに侵入してきたと勘違いした野鮎３４が、オトリ鮎３１を攻撃するためにオトリ鮎３１に接近する。この野鮎３４を釣針２１ａ～２１ｄの少なくとも１つで引っ掛ける。野鮎３４には、オトリ鮎３１の腹を攻撃するために、川底３５に近い位置からオトリ鮎３１

に接近してくる習性がある。このため、野鮎３４は、通常、川底３５側を向いた釣針（図４では釣針２１ａ、２１ｂ）に引っ掛かる。

【００２３】

本実施の形態によれば、接続具４によって釣針部３がサカサ針２に対して回転可能とされるので、釣針２１ａ～２１ｄの各々が水の圧力などによって回転し、交互に川底側を向く。このため、特定の釣針のみが常に川底３５側を向くことが抑制され、釣針の摩耗が抑制される。その結果、釣針に鮎３４が引っ掛かり易くなり、釣果を向上することができる。

【００２４】

また、接続具４としてヨリ戻しを用いることにより、簡易な構成により釣針部３をサカサ針２に対して回転可能とすることができる。

【００２５】

また、釣針部３は複数の釣針２１ａ～２１ｄの各々を接続具４に接続するためのハリス２３をさらに含んでいるので、釣針２１ａ～２１ｄと接続具４との距離をハリス２３の長さによって調節することができる。

【００２６】

さらに、複数の釣針としてイカリ針２２を使用することにより、イカリ針の特定の釣針のみの摩耗を抑制することができる。

【００２７】

なお、本実施の形態においては、複数の釣針としてイカリ針を使用する場合について示したが、本発明の釣具において複数の釣針の各々は、互いに異なる延在方向を有していればよい。図５は、本発明の一実施の形態における鮎の友釣り用仕掛けの他の構成を模式的に示す正面図である。図５を参照して、釣針部３は、イカリ針の代わりに釣針４１ａ、４１ｂを含んでいる。釣針４１ａ、４１ｂは、ハリス２３における互いに異なる位置に固定されている。釣針４１ａの針先は図５中上方向に延在した後、サカサ針部２側（図５中左側）を向いている。釣針４１ａの針先は図５中下方向に延在した後、サカサ針部２側を向いている。

【００２８】

また、本実施の形態においては、サカサ針と接続具との間、および接続具と複数の釣針との間に釣糸（ハリス）が存在しない場合について示したが、本発明の釣具においては、これらの間に釣糸が存在しており、サカサ針と接続具および／または接続具と複数の釣針とが間接的に連結されていてもよい。

【００２９】

さらに、本実施の形態においては、鮎の友釣り用仕掛けについて説明したが、本発明の釣具は鮎以外の魚を釣る目的のものであってもよく、友釣り以外の漁法に用いられてもよい。

【００３０】

上記実施の形態は、すべての点で例示であって制限的なものではないと考えられるべきである。本発明の範囲は上記した説明ではなくて特許請求の範囲によって示され、特許請求の範囲と均等の意味および範囲内でのすべての変更が含まれることが意図される。

【符号の説明】

【００３１】

１　鮎の友釣り用仕掛け、２　サカサ針、３　釣針部、４　接続具、４ａ　本体部、４ｂ，４ｃ，２４ａ　環状部、２１ａ～２１ｄ，４１ａ，４１ｂ　釣針、２２　イカリ針、２３　ハリス、２４　ハリス止め、２６　軸部、３１　オトリ鮎、３２　鼻輪、３３　釣糸、３４　野鮎、３５　川底。

図面

【図１】

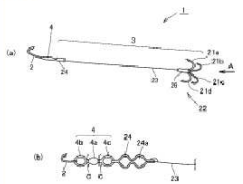

【図２】

【図３】

【図４】

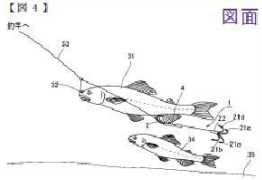

【図５】